

21570-1016

令和8年4月16日

宮崎県工事請負契約約款第25条（スライド条項）の特例措置について

総務部営繕課長

特別な要因や予期することのできない特別な事情により労務費や資材価格の急激な変動で請負代金が不相当となった場合の変更については、工事請負契約約款第25条（スライド条項）に規定されております。

昨今、中東情勢の変化等による原材料、エネルギーコストの上昇が懸念されることから、宮崎県総務部営繕課発注工事における、スライド条項の運用について、下記のとおり特例として取扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1 特例措置の概要

インフレ・単品スライド条項運用マニュアルの対象工事条件「残工期が2ヶ月以上ある全ての工事」について、中東情勢の変化等による影響があるものに限って、残工期が2ヶ月未満の工事についても、受注者からの申し出がある場合は、柔軟に対応できるものとする。

2 留意事項

上記理由以外のものについては、原則、残工期2ヶ月以上を条件とするものとする。

なお、今回の措置は、当面の間の特例とし、中東情勢の状況を見て廃止するものとする。

問合せ先

建築企画担当

電話 0985-26-7197